

(参考)

定期健康診断 [労働安全衛生規則第44条]

常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断(下表の項目)の実施義務があります。

- ①定期健康診断は、労働者が雇入時健康診断や海外派遣労働者健康診断等を受診している場合は、当該健康診断実施日から1年間に限り、その者が受診済の同一項目に限り省略できます。
- ②定期健康診断を実施すべき時期に、労働者が、育児休業、療養等により休業中の場合には、定期健康診断を実施しなくてもさしつかえありませんが、この場合、休業終了後は速やかに当該労働者に対し、定期健康診断を実施しなければなりません。

健康診断項目	下記基準に該当し、かつ、 <u>医師</u> が必要でないとき、省略等が可能。
1. 既往歴及び業務歴の調査	省略不可
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	省略不可
3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	身長：20歳以上の者 ----- 体重：省略不可 ----- 腹囲：下記のいずれかに該当する者 一 40歳未満の者(35歳の者を除く。) 二 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 三 BMI (体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が20未満である者 四 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満の者に限る。) ----- 視力：省略不可 ----- 聴力の検査：45歳未満の者(35歳及び40歳の者を除く。)については、左記以外の医師が適当と認める方法(音叉による検査等)でも可。(聴力の検査自体の省略は不可)
4. 胸部エックス線検査及び喀痰(かくたん)検査	胸部エックス線検査：40歳未満の者(20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。)で、下記のいずれにも該当しない者 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第1項第1号に掲げる者 二 じん肺法第8条第1項第1号又は第3号に掲げる者 ----- 喀痰(かくたん)検査：下記のいずれかに該当する者 一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 三 胸部エックス線検査の省略基準に該当する者
5. 血圧の測定	省略不可
6. 貧血検査	40歳未満の者(35歳の者を除く。)
7. 肝機能検査	40歳未満の者(35歳の者を除く。)
8. 血中脂質検査	40歳未満の者(35歳の者を除く。)
9. 血糖検査	40歳未満の者(35歳の者を除く。)
10. 尿検査	省略不可
11. 心電図検査	40歳未満の者(35歳の者を除く。)

一般健康診断の実施と事後措置等の流れ

健康診断の実施と事後措置にあたってはプライバシーの保護が重要です。

① 一般健康診断の実施 (安衛法第66条第1項)

- 健康診断個人票を作成して5年間保存(安衛法第66条の3)
- 規模50人以上の事業場は所轄監督署へ結果報告(安衛則第52条)

(労働者が提出)

労災保険二次健康診断等給付制度による健康診断

② 健康診断結果の受領 異常所見の有無の チェック

- 所見なし
- 所見あり

③ 健康診断結果の労働者への通知 (安衛法第66条の6)

保健指導の実施 (安衛法第66条の7)

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると医師等が認める労働者には医師、保健師による保健指導を行うよう努めてください。

- 意見を聴く医師等は、医師(歯に有害な一定業務については歯科医師)であるが、産業医(規模50人未満の事業場は、地域産業保健センターの登録産業医などの認定産業医)が望ましい。

⑤ 就業上の措置の決定等 (安衛法第66条の5)

医師等の意見を参考にその労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮などを行うほか、医師等の意見を衛生委員会等へ報告するようにしてください。

通常勤務のまま

休業

④ 異常所見者に係る医師等の意見聴取 (安衛法第66条の4)

- 通常の勤務でよい
- 勤務を制限する必要がある
- 勤務を休む必要がある

意見
(就業区分)

就業上の措置の決定にあたり

- 対象となる労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の理解が得られることが重要です。
- その労働者が所属する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠ですので、プライバシーに配慮しつつその管理監督者に、就業上の措置の目的、内容などについて理解が得られるよう必要な説明を行ってください。

医師等の意見聴取にあたり、医師等から当該健診結果情報の他、労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等の業務に関する情報を求められた場合は、速やかに当該情報を提供しなければなりません。

※ 一般健康診断を実施した場合の事業者が講じる労働者にかかる事後措置等の流れです。このほか、特殊健康診断の事後措置、自発的健康診断受診者がその結果を提出した場合の事後措置等があります。

※ 事後措置にあたっては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成29年4月14日改正)に留意してください。